

都道府県・ 政令指定都市名	12 千葉県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	知事部局 総合企画部男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	千葉県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成12年4月1日 根拠: 千葉県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	千葉県男女共同参画推進懇話会
設 置 年 月 日	昭和60年8月1日
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	第4次千葉県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	
	公 布 日	
	施 行 日	
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	令和 年 月
無の場合	1	1. 制定等について検討中 具体的な状況: 条例の制定については、県議会県民の意見を幅広く伺っていきたい。 2. 特に検討していない

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:令和2年4月1日	2:令和2年5月1日	3:その他:
目 標 値	令和 2 年度まで 40 %		
根 拠	第4次千葉県男女共同参画計画(平成28年3月策定)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された付属機関及び県民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として、要項等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関とする。		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(101)うち女性委員を含む審議会等数(101)	
	延総委員等数(1,565)	延女性委員等数(474)	女性比率(30.3)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(111)うち女性委員を含む審議会等数(102)	
	延総委員等数(1,521)	延女性委員等数(428)	女性比率(28.1)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(35)	
	延総委員等数(1,097)	延女性委員等数(323)	女性比率(29.4)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(5)	
	延総委員等数(68)	延女性委員等数(7)	女性比率(10.3)
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有 1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数 379 人 (令和 2 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 2 委 員 の 公 募(1. 有 2. 無) 2 そ の 他 ()	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況				調査時点コード			1:令和2年4月1日			3:その他:			
		管理職総数		女 性 管 理 職 の 内 訳									
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職		次長相当職			課長相当職			
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率
本庁	計	443	34	7.7	32	2	6.3	65	2	3.1	346	30	8.7
	うち一般行政職	184	28	15.2	23	2	8.7	31	2	6.5	130	24	18.5
支庁・地方事 務所等	計	277	21	7.6	8	0	0.0	71	6	8.5	198	15	7.6
	うち一般行政職	60	7	11.7	0	0		17	2	11.8	43	5	11.6
全体	計	720	55	7.6	40	2	5.0	136	8	5.9	544	45	8.3
	うち一般行政職	244	35	14.3	23	2	8.7	48	4	8.3	173	29	16.8
(内数)	警 察 関 係	307	10	3.3	0	0		18	0	0.0	289	10	3.5
	教育委員会	37	4	10.8	3	1	33.3	10	1	10.0	24	2	8.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率
本庁	計	1,522	246	16.2	1,878	279	14.9
	うち一般行政職	740	172	23.2	475	183	38.5
支庁・地方事 務所等	計	2,268	511	22.5	2,689	560	20.8
	うち一般行政職	655	207	31.6	404	183	45.3
全体	計	3,790	757	20.0	4,567	839	18.4
	うち一般行政職	1,395	379	27.2	879	366	41.6
(内数)	警察関係	719	40	5.6	3,062	202	6.6
	教育委員会	570	191	33.5	361	172	47.6

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	26	4	15.4	113	29	25.7	45	11	24.4
	うち一般行政職	15	2	13.3	64	18	28.1	19	3	15.8
支庁・地方事 務所等	計	20	5	25.0	151	47	31.1	82	39	47.6
	うち一般行政職	5	1	20.0	23	6	26.1	11	7	63.6
全体	計	46	9	19.6	264	76	28.8	127	50	39.4
	うち一般行政職	20	3	15.0	87	24	27.6	30	10	33.3
(内数)	警察関係	48	4	8.3	103	8	7.8	210	18	8.6
	教育委員会	10	0	0.0	13	9	69.2	7	2	28.6

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期研修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	・知事部局:勤務成績○、部局等の推薦○・教育庁:勤務成績○、 部局等の推薦○ 警察:勤務成績○、昇任試験面接以外○、部局 等の推薦○、経年数○、本人の希望○
補佐級	○		○			○	◎			○	・知事部局:勤務成績○、部局等の推薦○、経年数○・教育庁: 勤務成績○、部局等の推薦○、経年数○・警察:勤務成績○、 昇任試験面接以外○、経年数○、本人の希望○
係長級	○		○			○	◎			○	・知事部局:勤務成績○、部局等の推薦○、経年数○・教育庁: 勤務成績○、部局等の推薦○、経年数○、職員の意欲・能力等 を考慮し、適材適所を基本とした登用を実施・警察:勤務成績○、 昇任試験面接以外○、経年数○、本人の希望○

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	6,678	699	10.5
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全	755	316	41.9
うち 上級	393	128	32.6
うち一般行政職	310	103	33.2
うち 上級	98	19	19.4
うち警察関係	502	91	18.1
うち 上級	215	38	17.7

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	千葉県男女共同参画センター		愛称・通称		
設置年月日	平成18年8月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 260-0001 住 所: 千葉県千葉市中央区都町2-1-12 電話番号: 043-420-8411 FAX番号: 043-420-8581 ホームページ: https://www.pref.chiba.lg.jp/kyousei/index.html				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名: 知事部局 総合企画部男女共同参画センター) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名: 知事部局 総合企画部男女共同参画センター) 指定管理者(名称:) その他()				
職 員 数	常勤 9 人、	非常勤 2 人	予算額	令和2年度 37,177 千円	
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 センターフェスティバルの開催、情報誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項: シンポジウム、講座、各種団体との連帯セミナーの開催) ○ 3. 相談事業(主な事項 電話・面接相談・カウンセリング、法律・心の相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書等関連事業の情報収集・提供、レファレンスサービス) ○ 5. 苦情処理(主な事項 苦情処理申出書の受付) ○ 6. 交流促進(主な事項 ネットワーク会議の開催、会議室の貸出) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項: 市町村支援(地域推進員事業など))				
男女共同参画・女性に 関するもの					
※ 実施しているもの:○					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 2. 無 問10-2 名称等:	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : ○ 7. その他 (内容: 市町村男女共同参画促進等のアドバイザー派遣事業、男女共同参画促進パネル貸出事業、女性人材リストの情報提供)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	221,643	51,655	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものを○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他		○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「社員いきいき！元気な会社宣言企業」(5, 7, 8, 9, 12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	千葉県男女共同参画推進事業所表彰(2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	千葉県男女共同参画推進連帯会議 女性活躍推進特別部会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	千葉県男女共同参画推進連帯会議

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	千葉県男女共同参画白書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するものを○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) ○ 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・千葉県男女共同参画地域推進員事業	知事が委嘱する地域推進員事業と連帯し、地域ごとの広報啓発活動を実施する。	1500	通年
・男女共同参画啓発パネル貸出事業	パネルを作成し県内市村へ貸出を行う。		通年
・男女共同参画周知リーフレットの作成・配布	「女性活躍推進法の改正」や、今年度に国から示される「バワハラ指針」、また、「男性の育児休暇取得」などについての広報資料を作成し、男女共同参画推進連帯会議の産業部会での配布に加え、商工会議所や中小企業連合会などを通じ、広く企業へ周知を行う。		通年
・市町村男女共同参画担当者研修	市町村における男女共同参画施策の推進に資するため、担当職員研修を行う。	80	年3回開催予定
・千葉県男女共同参画推進連帯会議	あらゆる場面における男女共同参画の自主的な取組をお推進することに賛同する各構成団体により組織した「千葉県男女共同参画推進連帯会議」において、全体会を1回、産業・地域・教育の各部会を各2回、及び女性活躍推進特別部会を2回（産業部会、全体会と各1回合同）を開催する。	200名（女性活躍推進特別部会）、その他各50名	7月、9月、10月、11月、1月
・千葉県男女共同参画センターフェスティバル2020	男女共同参画社会の実現を目指した県民意識醸成事業として、男女共同参画に関する基調講演や県内団体が企画する講座・グループワークなどを開催するとともに、意見交換会を行い男女共同参画の推進に関わる県内団体や県民間の連携強化を図る。	300	令和3年1月17日（日）
・おとう飯レシピコンテストの開催	県民から広く「おとう飯」レシピを募集し、優秀賞等を決めるコンテストを行う。また、本コンテストで入賞したレシピを、レシピ集や県HPなどを通じ、広く県民に周知する。		9月以降
・地域巡回セミナーの開催	おとう飯レシピコンテストで上位に輝いたレシピを使った親子料理教室を開催し、セミナーへの参加意欲を促す。		年2回開催
2. 表彰			
・千葉県男女共同参画推進事業所表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所を表彰する。		令和3年1月
3. 講座			
・男女共同参画シンポジウム	「女性の活躍推進」や、「ワーク・ライフ・バランス」等、社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、基調講演等を行う。	200	令和2年12月
・男女共同参画関連講座	各種団体との連帯セミナーや女性リーダー養成講座など、男女共同参画に関する講座を千葉県男女共同参画センターにおいて実施する。		通年
4. 相談事業			
・男性のための総合相談事業	千葉県男女共同参画センターにおいて、男性が抱える様々な悩みや心配事を受け付ける。		通年（電話相談は毎週火・水の午後4時～8時）
・女性のための相談事業	女性サポートセンター及び千葉県男女共同参画センターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事などの相談を受け付ける。		通年（電話相談は毎週火～日の午前9時半～午後4時まで）
・			
5. 情報収集・提供			
・女性人材リスト情報提供	審議会等の委員候補となる女性人材情報を収集し、県、市町村の関係課に情報提供する。		通年
・県民向け情報誌の発行	県民への情報提供・広報啓発を図るため、情報誌を発行し、県内市町村、関係団体、公共施設等に配布する。	24,000部	年2回（9月、3月）
・ちば男女共同参画メールマガジンの発行	県及び県内市町村が主催する男女共同参画や女性に対する暴力に関するイベント、協働事務棟の情報をメールマガジンの掲載、発行する。	約1,600人	毎月2回発行
6. 苦情処理			
・千葉県男女共同参画苦情処理制度	男女共同参画の視点から、県の施策等に関する苦情や男女共同参画の理念に反する人権侵害についての調査等を行う。		通年
7. 交流促進			
・千葉県男女共同参画センターフェスティバル2020	男女共同参画社会の実現を目指した県民意識啓発事業として、男女共同参画に関する基調講演や県内団体が企画する講座・グループワークなどを開催するとともに、意見交換会を行い男女共同参画の推進に関わる県内団体や県民間の連携強化を図る。	300	2021年1月18
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・千葉県男女共同参画推進連帯会議	あらゆる場面における男女共同参画の自主的な取組を推進することに賛同する各構成団体により組織した「千葉県男女共同参画推進連帯会議」において、全体会を1回、産業・地域・教育の各部会を各2回、及び女性活躍推進特別部会を2回（産業部会、全体会と各1回合同）を開催する。	200名（女性活躍推進特別部会）、その他各50名程度	7月、9月、10月、11月、1月
・千葉県男女共同参画推進事業所表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所を表彰する。		令和3年1月
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	千葉県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	千葉県議会会議規則第二条		
条文本文			
第一章 総則 (欠席の届出)第二条 議員は、公務、疫病、出産、育児、看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード:

1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知 事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成29年3月26日 ~ 令和3年4月4日
副 知 事	2 人	(女性 0 人、 男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	53	9	17.0	
	都道府県防災会議(委員のみ)	52	9	17.3	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	2	11.8	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	18	3	16.7	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	7	4	57.1	
2	国土利用計画地方審議会	18	4	22.2	
3	土地利用審査会	5	2	40.0	
4	都道府県交通安全対策会議	25	2	8.0	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と結合
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	40	14	35.0	
7	精神医療審査会	25	9	36.0	
8	都道府県生活衛生適正化審議会	3	1	33.3	
9	都道府県医療審議会	29	7	24.1	
10	准看護師試験委員会	10	8	80.0	
11	麻薬中毒審査会				設置していない。
12	地方社会福祉審議会	44	11	25.0	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	22	6	27.3	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	6	42.9	
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
16	都道府県農業共済保険審査会	1	0	0.0	開催時のみ委員を委嘱
17	都道府県森林審議会	13	5	38.5	
18	都道府県建設工事紛争審査会	15	6	40.0	
19	建築審査会	7	3	42.9	
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
21	都道府県都市計画審議会	28	4	14.3	
22	開発審査会	7	3	42.9	
23	私立学校審議会	10	3	30.0	
24	石油コンビナート等防災本部	49	3	6.1	
25	公害健康被害認定審査会	13	5	38.5	
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				委員の任命なし。
27	都道府県児童福祉審議会				設置していない。
28	地方港湾審議会	25	5	20.0	
29	土地区画整理審議会	64	3	4.7	
30	教科用図書選定審議会				4月15日委嘱のため、4月1日時点では委嘱なし。
31	介護保険審査会	26	11	42.3	
32	都道府県固定資産評価審議会	9	4	44.4	
33	感染症の診査に関する協議会	19	5	26.3	
34	警察署協議会	374	152	40.6	
35	土地収用事業認定審議会				委員の任命なし。
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	4	57.1	
37	都道府県国民保護協議会	58	7	12.1	
38	地方独立行政法人評価委員会				設置していない。
39	市街地再開発審査会				設置していない。
40	都道府県職員委員会				委員の任命なし。
41	自然再生協議会				設置していない。
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
43	後期高齢者医療審査会	8	5	62.5	
44	留置施設視察委員会	8	3	37.5	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	24	0	0.0	実施要綱により千葉県医師会副会長、三次救急医師機関等の長を委員としているが、全員男性のため、女性委員候補者を上げることができなかった。
46	指定難病審査会	16	2	12.5	
47	小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	実施要綱により、医師会、小児科医会、千葉大学附属病院の医師から委員を選任することとなっているが、各団体から推薦された委員が男性だったため。
48	行政不服審査会	6	3	50.0	
合 計		1,097	323	29.4	
女性委員0の審議会数		3			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	0	0.0	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	
	合 計	68	7	10.3	
	女性委員0の委員会数	4			